

福島県介護ロボット普及促進事業
実証調査実施企業 募集要領

2025年6月

ふくしま医療機器開発支援センター

問合せ先

ふくしま医療機器開発支援センター

(一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構)

事業企画推進部 担当：土田、及川

〒963-8041

福島県郡山市富田町字満水田27番8

TEL：024-954-4014

MAIL：robot@fmdipa.or.jp

HP：<https://fmddsc.jp/>



1 目的

本事業は、介護ロボットや介護福祉分野に関連する製品（以下、「介護ロボット等」という。）を、県内の介護サービス事業者（以下、「介護施設」という。）で実証調査することにより、現場のニーズや意見の収集等を行い、機器の改良・改善に活かすことを目的としています。また、本事業を通して、県内産業の復興と本県のヘルスケアの向上に貢献していきます。

2 事業内容

- 介護サービス事業者での実証調査
 - ・介護ロボット等を開発・改良中の県内企業を募集し、1社を選定します。
 - ・その介護ロボット等を介護施設に無償貸与し、現場のニーズや意見を集めます。
 - ・上記の実証調査結果を、機器の改良・改善に活かしていただきます。

3 対象となる介護ロボット等

以下のいずれかに該当するものを対象とします。

- ・福島県内の工場や研究所等において、開発・製造された介護ロボット
 - ・県内に拠点を置く企業によって開発された介護現場における業務効率化・負担軽減等を目的とした ICT システムやソフトウェア
- ※ 拠点とは、本社若しくは本店、製品開発拠点又は支社（営業所を除く）を指します。

4 応募手続きから採択までの流れ

（１）募集期間

2025年6月9日（月）～7月31日（木）

（２）提出先

〒963-8041 福島県郡山市富田町字満水田27番8

ふくしま医療機器開発支援センター 事業企画推進部 担当（土田、及川）

（３）提出書類

福島県介護ロボット普及促進事業 実証調査実施企業応募申請書 2部

申請者の企業等のパンフレット 4部

※ 紙ベースのパンフレットがない場合は、ホームページ等を印刷したものでも構いません。

（４）申請方法

上記（３）の提出書類を（２）の提出先まで郵送または持参により期限までに提出してください。

ア 封筒に「実証調査事業」と記入してください。

イ 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

（５）審査方法

審査会を開き、以下の視点から総合的に評価し、1社を選定します。

- ・介護現場における労働環境改善への寄与の程度
- ・実装後の発展性（ニーズに広がり期待できるか）

・安全面への配慮

(6) 結果通知

8月下旬を目途に、メールにて全応募者に対して結果を通知します。

※ 採択された場合であっても、必要な条件を付す場合があります。

5 選定された企業の責務

機器の改良・改善に向け、採択企業は以下の取組を行っていただきます。

(1) 実証調査を行う介護施設への介護ロボット等の搬入と説明

ふくしま医療機器開発支援センター（以下、「センター」という。）が指定する介護施設に介護ロボット等を搬入するとともに、介護ロボット等を使用するうえで必要な取り扱い方法の説明をしていただきます。安全な使用のための説明は丁寧に行ってください。

(2) 無償貸与の期間

2025年11月1日～2026年1月31日までとします。実証調査の必要性から期間を延長する必要がある場合は、センターに申し出てください。

(3) アンケートの実施及び取りまとめ

実証調査に着手する前に、介護施設の従事者や利用者等を行うアンケート調査の内容を作成していただきます。また、アンケート回収後は、集計・分析等を行っていただきます。アンケート調査の内容は、事前にセンターの確認を得てください。

(4) 介護施設の訪問

介護ロボット等を配備した介護施設には、実証調査期間中に計2～3回程度訪問してください。その際、介護施設の従事者等からの質問に答えたり、介護ロボット等が安全に使用されているかを確認したり、必要な対応を行ってください。

(5) 報告

実証調査終了後、1か月以内にセンターが別途提示する様式「実証調査実施結果報告書」により、実施結果を報告してください。その際には、(3)のアンケート調査の集計・分析結果を添付してください。

(6) その他

実証調査の実施に関して疑義等が生じた場合には、センターに協議してください。

6 事業の中止等

選定された企業が、各種法令に違反した場合等には、事業を中止することがあります。なお、実証調査を実施する介護施設がなかったときは、本事業はできないことになります。

7 補償

介護ロボット等の設計、製造、品質管理、取扱説明等の不備・不足により、介護施設の破損、介護施設の従事者や利用者に負傷または死亡等の事態が生じた場合、実証調査を実施する企業が加入する「製造物責任保険」により補償をお願いします。また、いかなる場合であっても介

護ロボット等が破損した場合には、実証調査を実施する企業が加入する保険にて補償いただきます。

8 その他

介護ロボット等の送料、担当者等の交通費については、実証調査を実施する企業が負担ください。